

防衛医科大学校病院規則第 1 号

防衛医科大学校病院臨床倫理委員会規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 9 日

防衛医科大学校病院長 浅 野 友 彦

防衛医科大学校病院臨床倫理委員会規則

改正 令和 5 年 6 月 29 日規則第 2 号

(設置)

第 1 条 防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）で行われる診療に関する医療行為（防衛医科大学校における研究に関する倫理規定（平成 2 6 年防衛医科大学校達第 1 1 号）第 1 条の「研究等」を除く。以下「医療行為」という。）に関して、患者等の人権及び生命の擁護に寄与することを目的に、倫理的課題への対応を適切に実施するため、防衛医科大学校病院臨床倫理委員会を置く。

(構成)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副院長（医療安全担当）
- (2) 事務部長
- (3) 診療科及び中央診療施設の部長 2 名
- (4) 薬剤部長
- (5) 看護部長
- (6) 倫理分野の有識者 1 名
- (7) 外部有識者 1 名
- (8) 病院長が必要と認める者

2 前項各号の委員は、病院が指名又は委嘱する。

3 委員長は、第 1 項に掲げる委員の中から、病院長が指名する。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項の倫理的課題を審議する。

- (1) 病院倫理指針の策定に関すること。
- (2) 終末期における医療行為に関すること。
- (3) 告知に関すること。
- (4) D N A R（Do Not Attempt Resuscitation）に関すること。

- (5) 臓器移植及び脳死判定に関すること。
- (6) 宗教的理由による輸血拒否に関すること。
- (7) 生殖補助医療に関すること。
- (8) 遺伝子診断に関すること。
- (9) 胎児出生前診断に関すること
- (10) その他の医療行為に関わる患者の権利の擁護に関すること。
- (11) 病院職員（非常勤職員、医学研究科学生、専門研修医及び初任実務研修医を含む。）に対する臨床倫理に関する教育の実施に関すること。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主催する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 5 議決は、出席委員の3分の2以上の合意とする。

（臨時緊急委員会）

第5条 委員長は、緊急に開催する必要があると判断した場合には、第2条第1項第7号の委員以外の委員による臨時緊急委員会を開催することができる。

- 2 臨時緊急委員会は、前項の委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。
- 3 議決は、出席委員の3分の2以上の合意とする。

（委員の責務）

第6条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なくして漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。

- 2 委員は、委員会において、患者等の匿名性を確保しなければならない。

（臨床倫理コンサルテーションチーム）

第7条 委員会に、日常発生する倫理的課題に対し、迅速な支援を行うため、臨床倫理コンサルテーションチームを置く。

- 2 臨床倫理コンサルテーションチームの運営に関し、必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。